

## 防火管理者の業務の委託に関する契約書

消防法第8条第1項により防火管理者を選任するうえで、消防法施行令第3条第2項により、防火管理業務の委託について以下のとおり契約を締結する。

(防火管理業務の委託)

第1条 甲は、甲が管理権原を有する以下の事業所（以下、「本件事業所」という。）において行うべき防火管理業務を乙に委託する。

本件事業所の所在	
本件事業所の名称	

(防火管理者の指定)

第2条 甲乙は協議のうえ、防火管理上必要な事項に関して十分な知識を有する乙のうちから、本件事業所の防火管理者となるべき者を指定する。

(防火管理者の選任)

第3条 甲は、前条により指定した者を防火管理者として選任し、消防長又は消防署長に届け出るとともに、防火管理業務を委託する。

(防火管理上必要な権限の付与)

第4条 甲は、前条により選任した防火管理者に、次の権限を付与する。

- (1) 消防計画を作成する権限
- (2) 消防計画に基づく消火、通報、避難訓練を実施する権限
- (3) 消防用設備等の点検整備を実施指導する権限
- (4) 火気使用及び火気取扱いを監督及び指示する権限
- (5) 避難施設に関する維持管理、防火上必要な構造及び設備の維持管理を指示する権限
- (6) 収容人員の管理について監督指示する権限
- (7) その他防火上必要な業務に関する権限

(防火管理上必要な業務の内容)

第5条 甲は、第3条により選任した防火管理者に、次の業務を委託する。

- (1) 消防計画の作成
- (2) 消防計画に基づく消火、通報、避難訓練の実施
- (3) 消防用設備等の点検整備
- (4) 火気使用及び火気取扱いの監督及び指示
- (5) 避難施設、防火上必要な構造、防火上必要な設備の維持管理
- (6) 収容人員の管理
- (7) その他防火上必要な業務

2 甲は、第3条により選任した防火管理者に、消防法施行規則（以下「規則」という。）第2条の2第2項第1号に規定する「防火管理上必要な業務の内容を明らかにした文書」として、本契約書の写しを交付する。

3 甲は、第3条により選任した防火管理者に、規則第2条の2第2項第2号に規定する「位置、構造及び設備の状況その他防火管理上必要な事項」について説明する。

(疑義事項の協議等)

第6条 この契約の解釈について疑義が生じた場合又はこの契約に定めのない事項については、甲乙協議のうえ決定する。

本契約の証として本契約書を2通作成し、甲乙それぞれ1通を保有する。

〇〇年〇〇月〇〇日

所在地

甲

氏名

印

所在地

乙

氏名

印